

チップ品質向上で協議

東海木材資源リサイクル協会

条例改正で排出側の確認義務化

東海木材資源リサイクル協会（名古屋市中、山口昭彦会長）は10月

19日、愛知県産業労働センターで第34期通常総会を開催し、今年度の事業報告等を行った

他、認定NPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会の藤枝慎治理事長や原信男専務理事が来賓として出席。

連合会が進める木質チップの品質向上と適合チップ認定制度について解説があった。また、愛知県環境部の杉谷啓行主査を招き、県条例

の改正や県外産廃搬入届出制度等の説明が行われた。

冒頭、あいさつに立った山口会長は「海外に輸出できなくなった廃プラの行き先が、木くずと競合することが予想される。協会一丸となって対応していきたい」と話した。

愛知県環境部の杉谷主査は、今年4月1日に施行された廃棄物処理法の改正で、県が環

境省へ要望していた「排出事業者による委託先の処理状況等の確認の義務化」が盛り込まれていなかったことから、ダイコー事業の再発防止対策として廃棄物条例を改正し同10月1日に施行。実地確認を行っていない排出事業者への勧告、従わない場合に勧告内容を公表する規定を設けた。

県外産廃の搬入届出制度については、前までの届出を定め、不適正な処理が行われる恐れがあると認められる場合には、搬入の中止や必要な措置の勧告が可能とした。

また、2017～21年度における廃棄物処理計画を報告。県

内の産廃埋立処分量が年間80万立方メートルほどに上り、16年度時点の県内最終処分場の残存容量は約900万立方メートルであることから、残余年数は約10年と推計した上で、排出量の増加を14年度比約3%に抑制し、再生利用率を約70%から約74%に、最終処分量は約7%削減する減量化目標を掲げると語った。

県外産廃の搬入届出制度については、前までの届出を定め、不適正な処理が行われる恐れがあると認められる場合には、搬入の中止や必要な措置の勧告が可能とした。

また、2017～21年度における廃棄物処理計画を報告。県

については、発生量に対して、有償物量と再生利用量を合わせた資源化量が「90%を少し切る程度」とし、発生量の増加傾向が高止まりにあるとした。

連合会との情報交換会では、藤枝理事長が「二次処理や運搬のコストが高まっているプラスチック問題が全国で聞かれている。一方で今後、質の良いRPFやプラフ燃料の流通が増え、バイオマス利用率が変わることもあり得るため、われわれが扱う木質チップの品質を高め、適合チップの取り組みを進めていく必要がある」と語った。



山口昭彦会長



藤枝慎治理事長



通常総会の様子

また、2017～21年度における廃棄物処理計画を報告。県